

ヤスクニ通信 No.288 2024年4月19日 例会 毎月第3金曜 7:00~9:00pm (休日の時第4金)

発行 靖国神社国営化反対福音主義キリスト者の集い (略称「つどい」)

代表・星出卓也 (Tel/Fax042-458-0251)

事務局 西東京市柳沢 2-11-13 西武柳沢キリスト教会気付

HP <http://yasukuninotsudoi.christian.jp/>

ヤスクニ・レポ 288

再開発に揺れる明治神宮外苑イチョウ並木

渡辺真知子 (カンバーランド長老キリスト教会 海老名シオンの丘教会員)

かつて坂本龍一氏は小池知事に「現在の経済的利益のために、先人が100年かけて守ってきた貴重な神宮外苑の樹々を犠牲にすべきではない」と再開発の見直しを訴えた。

神宮外苑は国費で造られた明治神宮とは異なり、国民からの多額の寄付金と献木、勤労奉仕によって各施設が整備され1926年に明治神宮に奉獻された。戦後は宗教法人明治神宮の外苑として国の管理を離れ、事業収入により諸施設の管理運営が行われてきた。主な地権者は明治神宮だが、国内初の風致地区に指定され、強い規制によって開発から守られてきた公共空間である。

ユネスコ諮問機関のイコモス (国際記念物遺跡会議) は昨年9月、異例のヘリテージ・アラート (文化遺産危機警告) を出した。日本イコモス国内委員会はイチョウ並木の枯損等を指摘し、再開発の施行認可撤回と環境影響評価 (アセスメント) の再審等を都に要請した。建築・造園・都市計画・環境等の専門家有志数百人もアセスのやり直しを求めている。

神宮外苑の再開発計画対象地域は、明治神宮、日本スポーツ振興センターが保有する約28haで、樹木約3千本が伐採され、現在の伊藤忠ビルの倍の190mをはじめとする185m、80mという超高層ビル3棟を建設する他、神宮球場と秩父宮ラグビー場の位置を入れ替えて新規建設するものである。

この計画は2022年都の都市計画審議会で承認され、施行認可された。この開発事業者と土地所有者に利益をもたらす計画 (全国に広がるパーク PFI 方式) の背景に、森喜朗元首相の深い関与があることは共産党都議の情報公開請求で明らかになっている。

外苑再開発の見直しを求める世論が広がる中、国会では超党派の「神宮外苑の自然と歴史・文化を守る国会議員連盟」 (自民7、立憲9、国民民主3、日本維新3、共産2、社民1、無所属1 2023.9) が結成され、都議会でも昨年10月「神宮外苑再開発をとめ、自然と歴史・文化を守る都議会議員連盟」が設立され、都議の約3分の1の6会派41人が名を連ねている。

神宮外苑伐採中止を求める市民団体の声明には著名な文化人が名を連ね、今年2月の再開発中止を求めるネット署名には23万人を超える賛同が集まり、3月日弁連は都に対して「再開発を進める事業者による『環境への影響についての評価書』は、客観的、科学的ではないので、工事の停止を検討するように求める」という声明を出した。

神宮外苑国会議員連の笠井衆院議員は、イチョウ並木を含めた樹木の保全のために神宮外苑の名勝指定を求め、国交相、環境相とも連携して保全に向けて法律の適切適用と新たな枠組みの検討を要請した。名勝指定は、地元自治体の東京都からの意見具申を要するが、小池都知事は事業

者からの要求に応えるために名勝指定申請をせずに再開発を進めているのではないかと指摘している。

周辺住民らが都に事業認可取り消しを求める神宮外苑訴訟の第1回口頭弁論が今年6月に東京地裁で行われ、原告弁護団は、三井不動産等の事業者が行った環境アセスメントと都の審査は不十分であり、それを前提に、都が工事業を認可したことは裁量権の逸脱・乱用で取り消すべきだとした。原告のロッシェル・カップ氏は「神宮外苑は私たちに緑のオアシスを提供し、イチョウ並木や絵画館などは、その景観と共にかげがえのない都市遺産です。市民の声を無視し、裁量権を逸脱・乱用したその手法が違法ではないか、司法で判断されることが重要です」と陳述し、周辺自治会会長は「新球場の騒音被害、高層ビルの風害問題、人流変化に伴う被害、そのどれもが科学的根拠に乏しいデータで、自治会全員が都の過ちを何としても正したいと提訴した」と陳述した。

私は2022年5月に「神宮外苑視察ツアー」に参加し、広い空が広がる空間で樹齢100年を超える見事なイチョウ並木をこの目で見て、同年10月には「神宮外苑再開発を考える学習会」に参加した。

私が共同代表をつとめる東京1区市民連合では3月に第8回憲法フォーラムを開催し、外苑問題を掘り起こした石川幹子中大教授（日本イコモス国内委員会理事）を講師にお迎えした。

石川氏は「神宮外苑の問題は明治神宮（内苑）と切り離せず、経営上明治神宮内外苑の維持が困難であるならば、公的資金を投入し、21世紀の社会的共通資本として維持していくべき。」と話された。

が、この公的資金の投入は、宗教法人である明治神宮に公金が使われることであり、日本国憲法の政教分離原則に抵触する。（第20条1項後段、第20条3項、第89条）

前述の超党派の議員連盟「神宮外苑の自然と歴史・文化を守る国会議員連盟」の船田元氏は、「政教分離原則から公金で支援することは難しい。明治神宮によるクラウドファンディングに議員連盟が協力することもあるのでは」と私見を述べている。

都は1月に発表した長期計画「『未来の東京』戦略」で、財界・大企業の要求に応え、大手町・丸の内・有楽町地区や築地市場跡地、臨海部、品川駅周辺、新宿駅周辺などを、世界から人と物を集める拠点として位置付け、神宮外苑もこれらと並ぶ拠点と明記した。

三井不動産などの事業者は今年1月に外苑のイチョウ並木の生育状況調査を始め、事業者は調査結果を都環境影響評価審議会に報告するとした。都環境局は「事業者から審議会に報告がされれば手続きを進める」としており、緊迫した事態となっている。

1月に開かれた都知事選に向けての集会で、外苑再開発の再考を願う専門家有志の糸長元日本大学教授は、「希少な緑を壊して超高層ビルを建てる等あり得ない計画で、世界では既存の建築をいかに長く有効に使うか、緑を保全する都市計画が潮流である。」と訴えた。大規模開発偏重の都政のあり方は、6月の都知事選でも鋭く問われることになるだろう。